

# 株主名簿の閲覧謄写請求と拒絶事由（2・完）

——会社法125条3項1号2号の意義と解釈——

中 村 康 江\*

## 目 次

はじめに

一 概 要

二 1号2号拒絶事由に関する決定例 (以上、354号)

三 1号拒絶事由の意義と解釈

1. 総 論

2. 「請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」の意義

(一) 会計帳簿の閲覧等請求（会社法433条2項1号）について

(二) 株主名簿の閲覧等請求（会社法125条3項1号）について

(1) 委任状勧誘目的の請求と1号拒絶事由

(2) 公開買付勧誘目的の請求と1号拒絶事由

(3) 金商法上の損害賠償請求の原告募集を目的とした請求と1号拒絶事由

3. 小 括

四 2号拒絶事由の意義と解釈

1. 総 論

2. 「株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき」の意義

(一) 会計帳簿の閲覧等請求（会社法433条2項2号）について

(二) 株主名簿の閲覧等請求（会社法125条3項2号）について

(1) 委任状勧誘目的の請求と2号拒絶事由

(2) 公開買付勧誘目的の請求と2号拒絶事由

3. 小 括

おわりに (以上、本号)

---

\* なかむら・やすえ 立命館大学大学院法務研究科准教授

### 三 1号拒絶事由の意義と解釈

#### 1. 総論

株主名簿の閲覧等請求権は、その立法当時から、株主と債権者の双方に認められた権利であるが、先に見てきたように、会社が株主名簿の閲覧等を拒絶した事例において、その請求者の多くは株主であった。会社法制定前は、明文の拒絶事由が存在しなかったため、希望する株主は、会社の営業時間内であれば、いつでも会社に対し、株主名簿の閲覧等を請求し得た。そして、会社が株主の請求を拒むためには、当該株主の請求が「正当ナル目的（大判昭和8年5月18日法学2巻1490頁）」によるものでないか、または「不純ノ動機（大判昭和10年5月31日法学5巻111頁）」や「不当な意図・目的（最判平成2年4月17日判時1380号136頁）」によるものであることを主張し、その立証に成功する必要があった。これらの判例からは、株主が明らかにその権利を濫用する目的で閲覧等を請求する場合は、会社はこれを拒むことができるが、それ以外の場合は、その請求は当然に認められることが、この問題に関する議論の出発点となっていたことがうかがえる。しかし、会社法において株主名簿の閲覧等請求に関する拒絶事由が明文で定められたことから、各拒絶事由の内容については、その文言を根拠として、会社が株主の請求を拒むことができる場面について検討する必要性が生じている。

一 において述べたように、1号拒絶事由について定める会社法125条3項1号の「当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において『請求者』という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」という規定は、会社法の制定によって初めて定められたものである。そのため、この文言の意義について検討するためには、会社法125条3号1号と、「株主又は債権者」と「株主」という箇所以外は同一の文言を用いる同433条2項1号およびその前身である平成17年改正前商法

293条ノ7第1号に関する議論が参考になると考えられる。しかし、株主名簿の閲覧等拒絶事由に関しては、会計帳簿の閲覧等請求とは異なる独自の問題も存在しているため、株主名簿の閲覧等請求に関するこれまでの議論についても、併せて検討する必要がある。ここでは、1号拒絶事由の文言の意義について検討するため、まず、会計帳簿閲覧等請求の拒絶事由の文言に関する議論や裁判例・決定例を確認する。さらに、株主名簿の閲覧等請求に関する裁判例・決定例を踏まえ、この規定をいかに解釈すべきかについて私見を述べる。

## 2. 「請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」の意義

### (一) 会計帳簿の閲覧等請求（会社法433条2項1号）について

先に述べたように、立案担当者の一人は、会社法125条3項3号が導入された経緯についてのみ、会計帳簿閲覧等請求の拒否事由との平仄を考慮した結果であると説明する<sup>21)</sup>に過ぎないが、結果として、同項各号の定める拒絶事由は、ほぼすべて会計帳簿閲覧等請求の拒絶事由（433条2項各号）と一致している。会社法433条2項1号は、平成17年改正前商法293条ノ7第1号の前段部分（「株主ガ株主ノ権利ノ確保若ハ行使ニ関シ調査ヲ為ス為ニ非ズシテ請求ヲ為シタルトキ」）をほぼそのまま現代語化したものと説明される<sup>22)</sup>。ただし、会社法433条2項1号は、平成17年改正前商法293条ノ7第1号と異なり、「株主ノ権利」という文言ではなく、「請求者が『その権利』の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき〔『 』は筆者）」と規定している点で異なる。しかし、先述の通り、会社法制定後も文言の意味内容に変化はないものと考えられるため、ここにいう「その権利」とは、「当該請求を行う株主」が株主たる地位において有する権利をいうものと解され

---

21) 相澤・前掲注(11)64頁。

22) 相澤 = 岩崎・前掲注(12)123頁。

る<sup>23)</sup>。そのため、本稿では、平成17年改正前商法の「株主ノ権利」に対応する語として、会社法433条2項1号について、「請求者（株主）の権利」という語を用いることとする。

そもそも、会計帳簿閲覧等請求の制度は昭和25年商法改正において導入されたものである。立法当時の解説は、平成17年改正前商法293条ノ7第1号前段部分は、後段部分（「会社ノ業務ノ運営若ハ株主共同ノ利益ヲ害スル為請求ヲ為シタルトキ」）と併せて、株主の権利の行使に関する一般的原理ないし権利の濫用の一般基準を、特に閲覧請求について宣明したものであり、閲覧請求に関する基本を定めたものと説明している<sup>24)</sup>。そして、その他の拒絶事由と併せて、会計帳簿等の閲覧等請求権が株主の利益保護にとって重要であり、またその濫用がもたらす危険が大きいことに鑑み、会社のために閲覧請求を拒絶しうる局面を具体的に明らかにするとともに、株主のためにそれ以外の理由をもってみだりにその請求を拒絶されない保障を与えたものと説明される<sup>25)</sup>。

では、会社法433条2項1号の定める会計帳簿閲覧等請求の拒絶事由に関して、そもそもその請求の基礎となる「請求者（株主）の権利」とは、どのような権利を指すと考えられてきたのだろうか。立法当初において、この「権利」には、会社との取引または労働契約に基づく権利を包含しないことはもちろん、その効果が当該株主についてのみ生じるような権利を含まないとする見解が主張されていた<sup>26)</sup>。会計帳簿の閲覧等請求権は共益権であり、会社の利益を侵害してまで、株主たる資格と関係ない純個人的利益のために行使することは認められないと考えられ

---

23) 松並重雄「判解」曹時58巻9号307頁（2006年）。

24) 鈴木竹雄＝石井照久『改正株式会社法解説』288頁（日本評論社、1950年）、大隅健一郎＝大森忠夫『逐条改正会社法解説』469頁（有斐閣、1951年）。

25) 大隅健一郎「いわゆる株主の共益権について」『会社法の諸問題〔新版〕』161頁（有信堂高文社、1983年）。

26) 鈴木＝石井・前掲注(24)287頁。

ていたのである<sup>27)</sup>。この点に関しては、株主が、自己の有する株式の売却を前提として、その価格について調査するために、会社に対して会計帳簿の閲覧等を請求することが認められるかという問題が指摘されていた。否定的な立場は、その理由として、このような目的による請求は、当事者である株主のみの利害にかかわるものであるため、本号のいう「株主の権利」には含まれないと説明する<sup>28)</sup>。他方で、共益権も帰するところ自益権の価値を実現するために認められたものに他ならず、本来それは株主自身の利益のために与えられている<sup>29)</sup>ことを理由として、自益権を、本号にいう「株主の権利」から除外する理由はないとも主張されている<sup>30)</sup>。さらに、ここで検討される「株主の権利」には、自益権にかかわらず、会社に対して有するすべての経済的権利を含むべきとする立場も存する<sup>31)</sup>。また、反対株主が行使する株式買取請求権は、議決権の行使と密接な関係を有しているのみならず、多数派の決定により排除された少数派によって行使される権利であることから、その行使にかかる会計帳簿等の閲覧等請求を認めるべきとする見解も主張される<sup>32)</sup>。この点に関連する、最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁は、相続によって全株式譲渡制限会社の株式のうち相当多数を準共有する者が、指定買取人に株式を譲渡するにあたり、その売却価格について協議するため、所有する株式の正確な価値を知る必要があることを理

27) 大隅・前掲注(25)160-161頁、上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫(編)『新版注釈会社法(9)』219頁〔和座一清〕(有斐閣、1988年)。

28) 松田二郎=鈴木忠一『条解株式会社法(下)』462頁(弘文堂、1952年)、和座・前掲注(27)221頁。

29) 大隅健一郎=今井宏『会社法論(中)〔第三版〕』509頁(有斐閣、1991年)。最大判昭和45年7月15日民集24巻7号804頁、参照。

30) 大隅=大森・前掲注(24)468頁、小橋一郎「帳簿閲覧権」『株式会社法講座(4)』1467頁(有斐閣、1957年)、大隅=今井・前掲注(29)509頁。

31) 黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商108巻4号523頁(1993年)。

32) 山口和男=垣内正「帳簿閲覧請求権をめぐる諸問題」判タ745号12頁(1991年)、鈴木竹雄=竹内昭夫『会社法〔第三版〕』389頁(有斐閣、1994年)、江頭憲治郎『株式会社法〔第五版〕』698頁(注2)(有斐閣、2014年)。

由として会計帳簿の閲覧等を請求した事案である。会社は、「株主ノ権利ノ確保又ハ行使ニ関スル調査」のためになされたものではないとして、当該請求を拒絶したが、裁判所は、本判決において、全株主譲渡制限会社において株式の売買価格を決定するためには会計帳簿等の閲覧等が不可欠であると述べた上で、そのような請求は、特段の事情がない限りは、「株主等の権利の確保又は行使に関して調査をするために行われたものであって、第1号所定の拒絶事由に該当しない」と判示した。

調査官解説は、この判決について、平成17年改正前商法293条ノ7第1号の「株主ノ権利」という文言は、単に株主の地位と無関係な権利（商取引上の権利、労働契約上の権利等）を排除するにとどまるとする。したがって、この文言は自益権を排除するものではなく、条文の文言と離れて要件を限定することは適当ではないと述べる。また、共益権がそもそも株主の経済的利益の追求のために認められた権利であることから、会計帳簿閲覧等請求権が共益権であることをもって、これを共益権以外の自益権のために行行使することを認めないとはできないとした<sup>33)</sup>。

会社法における会計帳簿の閲覧等に関しても、このような理解に変化はないと説明される<sup>34)</sup>。旧法の条文をほぼそのまま現代語化したといわれる会社法433条2項1号についても、同様に、自益権・共益権を区別することなく、広く株主の権利を含めた規定として理解することが妥当であろう。東京地決平成19年6月15日金判1270号40頁（楽天メディア・インベストメント対東京放送事件原決定）において、裁判所は、同433条2項1号該当性について述べるにあたり、「ここにいう請求を行う株主の権利とは、株主が株主たる地位において有する権利のことをい

---

33) 松並・前掲注(23)313頁、同「時の判例」ジュリ1282号185-186頁（2005年）。

34) 奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代（編）『新・基本法コンメンタール会社法（2）』343-344頁〔出口正義〕（日本評論社、2010年）、江頭憲治郎＝弥永真生（編）『会社法コンメンタール10——計算等（1）』140頁〔久保田光昭〕（商事法務、2011年）。

う」とした上で、株主が「議決権（質問権，意見陳述権）の行使，株主提案権の行使，取締役の違法行為差止請求権及び責任追及の訴えの提起請求等の検討のため，本件書類の閲覧及び謄写が必要であると主張しており，これらの権利はいずれも株主たる地位において有する権利であるということが出来る」と判断している。結論として同3号に該当することを理由として株主の請求は認められなかったが，1号拒絶事由の理解については，会社法制定前とほぼ同じ枠組みを用いたものと評価することができる。以上より，同433条2項1号の「請求者（株主）の権利」については，特に限定することなく，広く「株主の権利」を指すものと解することが望ましいといえる。そして，この理解を前提とする限り，「請求者（株主）の権利の確保又は行使に関する調査」という文言についても，自益権・共益権を問わず，株主としての権利の確保又は行使に関する調査について，これを正当な目的によるものとして認める趣旨を定めたものと解される。

## （二）株主名簿の閲覧等請求（会社法125条3項1号）について

会社法の下で，株主が会社に対して株主名簿の閲覧等を請求した場合，会社がこれを拒絶するためには，当該請求が同125条3項各号の拒絶事由のいずれかにあたるを理由に挙げる必要がある。先述のように，会社法制定前の判例・裁判例は，株主に「正当な目的」がないこと，または「不純の動機」や「不当な意図・目的」があることを会社が立証することを要求していた。会社法の下では，株主は，閲覧請求に際してその理由を示すことを義務づけられているため（125条2項後段），会社はその理由に基づいて，会社が当該株主の請求が明文の拒絶事由に該当することを主張する。1号拒絶事由については，一般に，株主名簿の閲覧等が，請求者（株主または債権者）が，その地位において有する権利（以下，会社法433条2項1号に倣い，この権利を「請求者（株主または債権者）の権利」と称する。）の確保または行使に関する調査のために

認められたものであり、同125条3項1号の拒絶事由は、これと離れた目的での請求を許さない趣旨で定められた規定であると説明される<sup>35)</sup>。学説は、会社に対する嫌がらせ<sup>36)</sup>や、名簿業者への情報の売却を目的とした請求<sup>37)</sup>、学問上の関心などの個人的興味<sup>38)</sup>は、「株主の権利の確保又は行使に関する調査」にあらず、会社はこれを拒絶できると説明する<sup>39)</sup>。会計帳簿閲覧等請求に関する解釈に徴すると、これらの請求は「請求者（株主または債権者）の権利」と無関係になされるものであるため、1号拒絶事由を理由としてその請求を拒みうると説明できる。

しかしながら、これらの類型は、会社法制定前であっても、一般条項によって会社がその請求を拒むことを認められていた事例である。また、同125条3項1号の請求者（株主または債権者）のうち、特に株主による請求に関しては、同一文言を用いる同433条2項1号の「請求者（株主）の権利」に関する解釈をそのまま当てはめれば導くことができるものといえる。しかし、会社法制定後の裁判例において、同433条2項1号をそのまま株主名簿の閲覧等請求に当てはめることができるかどうか、議論が必要な事案が見受けられるようになった。そこで争点となったのは、委任状勧誘目的の請求（④決定）、公開買付勧誘目的の請求（④決定）、そして金商法上の損害賠償請求の原告募集目的の請求（①②③決定）である。

以下では、近時の決定例において1号拒絶事由該当性について示され

---

35) 江頭・前掲注(32)203頁、山下友信(編)『会社法コンメンタール3——株式(1)』292頁〔前田雅弘〕(商事法務、2013年)。

36) 名古屋地判昭和63年昭和63年2月25日判時1279号149頁・名古屋高判昭和63年10月27日資料版商事法務57巻80頁(中央相互銀行事件・総会屋による報復目的、最判平成2年4月17日判時1380号136頁(愛知銀行事件・総会屋による嫌がらせ)。

37) 東京地判昭和62年7月14日判時1242号118頁・東京高判昭和62年11月30日高民集40巻3号210頁(古河電工事件・名簿業者への売却)。相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔(編著)『論点解説 新・会社法——千問の道標』293頁(商事法務、2006年)。

38) 前田・前掲注(35)293頁。

39) 浜田・前掲注(16)544頁、江頭・前掲注(32)203頁。



た判断を示した上で、同号の文言の解釈のあり方について検討する。

### （1）委任状勧誘目的の請求と1号拒絶事由

委任状勧誘とは、株主に対し、議決権の代理行使（会社法310条1項前段）の際に必要とされる委任状（同項後段）の提出を求める行為である。金商法194条は、上場会社株式について、政令の定め（金商法施行令36条の2-36条の6）に違反して委任状勧誘をなすことを禁じている。令は、勧誘者は被勧誘者たる株主にいわゆる委任状参考書類を交付しなければならないこと、参考書類は同時に金融庁長官に提出しなければならないこと、参考書類に虚偽記載、重要事実の記載の欠缺があってはならないこと等を定めている。

先述の通り、会社法制定前においては、株主による閲覧等請求が、会社によって「不純の動機」や「不当な意図・目的」によるものとして拒まれない限り、原則として株主名簿の閲覧を認められていたこともあり、委任状勧誘を目的とした請求が「株主の権利」の確保または行使に関する調査にあたるかどうかという点が議論されることは少なかった。しかし、昭和61年（1986年）に公表された『『商法・有限会社法改正試案』の解説』は、少数株主権の行使や委任状勧誘目的で株主名簿の閲覧謄写請求がなされる可能性にすでに言及している<sup>40)</sup>。また、株主が、委任状勧誘制度を利用せず、直接に他の株主に働きかけるために株主名簿の閲覧等請求をなしたと主張した事案も存する。長崎地判昭和63年6月28日判時1298号145頁は、取締役に対して株主代表訴訟を提起した原告が、その経過を他の株主に報告する目的で株主名簿の閲覧等を請求した事件である。裁判所は、結論として、原告株主による株主名簿の閲覧等請求が取締役への行き過ぎた中傷を目的とした権利濫用にあたるもの

---

40) 稲葉 = 大谷・前掲注(8)66頁, 阿部一正 = 稲葉威雄 = 江頭憲治郎 = 金築誠志 = 菊池洋一 = 熊谷一雄 = 中西敏和 = 成毛文之 = 原田晃治 = 森本滋 = 柳田幸三『条解・株式会社法の研究⑧取締役(3)』16-17頁〔稲葉発言〕(別冊商事法務201号, 1998年)。

であることを理由として、その請求を拒んだものの、一般論として、「少数株主は、右代表訴訟という手段をとる一方、株主総会において自己の主張に賛成する株主を糾合し、多数派を形成することにより同様の結果を得ることができるのであり、この目的を達成するために株主名簿を閲覧したうえ、印刷物を送付するなどして自己の主張の正当性を他の多数の株主に訴え、これを説得する方法を講じ、あるいは自己の保有株式数を増やすための他の株主から株式の譲渡を受けようとするのはいささかも不当なことではない」と判示し、自己に賛同する株主を募る目的で株主名簿の閲覧請求をなすことは、他の不当な目的が認められない限り、権利濫用にはあたらないとした。

会社法制定後においても、委任状勧誘が、株主が株主名簿の閲覧等を請求する目的となることは示唆されていた<sup>41)</sup>。東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁（原弘産対日本ハウズイング事件抗告審決定）において、株主は、委任状勧誘を目的として株主名簿の閲覧等を請求したが、会社側は、もっぱら3号拒絶事由該当性を理由として、その請求を拒んだことから、1号拒絶事由に関する判断は明示されていない。ただし、同決定が、一般論として、「株主の権利行使に関し、自己に賛同する同志を募る目的で株主名簿の閲覧謄写の請求をすることは、株主がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行うものと評価すべきものである」と述べることから、委任状勧誘目的は1号拒絶事由に当たらないことを前提としていたことがうかがえる。

④アコーディア・ゴルフ事件（東京地決平成24年12月21日金判1408号52頁（本稿一 2. (二), 参照））は、会社法の制定前後を含め、委任状勧誘目的の株主名簿閲覧等請求が1号拒絶事由に該当しない旨を明確に示した初めての決定例である。本決定は、株主総会における議案提出や議

---

41) 浜田・前掲注(16)544頁、大隅健一郎＝今井宏＝小林量『新・会社法概説〔第二版〕』109頁（有斐閣、2010年）、新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務〔第2版〕』572頁（民事法研究会、2011年）。

決議権の行使は、株主権の行使に他ならないとした上で、「議決権の代理行使を勧誘するなど、自己に賛同する同志を募る目的で株主名簿の閲覧謄写の請求をすることは、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的で行うものと評価すべきである」と述べ、結論として、「委任状勧誘目的は『株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的』とはいえない」と明示した。

委任状勧誘は、請求者たる株主がその「権利」である議決権を行使し、株主総会において自己の意思を表明するに当たり、その賛同者を募るためになされるものであり、当該株主の権利行使と深く関連しているため、本決定は妥当といえる。委任状勧誘は、単に株主が株主総会の場において自己の意思を表明する手段であるのみならず、株主相互のコミュニケーションを通じて経営者にプレッシャーをかけることにより、その行動を規律する側面を有していることから、この結論の妥当性は裏付けられる<sup>42)</sup>。また、④決定は、「委任状勧誘」ではなく、「議決権の代理行使の勧誘」という表現を用いることにより、前掲長崎地判のように、金商法上の委任状勧誘規制の対象とならない会社の株主が自己の主張に賛同する株主を募集する場合についても、この理が及ぶことを示唆したものと評価できる。この点に関して、①名古屋地裁岡崎支決平成22年3月29資料版商事法務316号209頁（本稿一 2. (→), 参照）において、債権者である株主は、株主名簿の閲覧等請求の理由として、(ア) 取締役の再任を拒否する決議、(イ) 取締役の問責決議および(オ) 債権者が選ぶ者を取締役に選任する決議に賛同する株主を募る目的を挙げていたが、裁判所は、株主総会の場で自己に賛同して議決権を行使する株主を募る目的で株主名簿の閲覧等を請求することは、まさに「請求者（株主または債権者）がその権利の確保または行使に関する調査」の目的で請求をなした場合に当たるとして、1号拒絶事由に該当しないと判断して

---

42) 木村真生子「判批」ジュリ1462号110頁（2014年）。

いる<sup>43)</sup>。

また、委任状勧誘目的の株主名簿閲覧等請求にかかるこのような説明は、会計帳簿閲覧等請求に関する会社法433条2項1号拒絶事由の理解とも問題なく整合するといえる。委任状勧誘の局面において、まさに、株主は、その権利である議決権の「行使」に「関して」他の株主の議決権行使動向を「調査」し、自らへの委任を勧誘する目的で、株主名簿の閲覧等を請求しているのである。このような目的による閲覧等請求を拒絶する場合は、当該請求自体が、株主である「請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」でなされたことを理由とするのではなく、当該請求に保全の必要性が認められないことを理由とするべきであろう。④決定において、債務者である会社側は、債権者株主による閲覧等請求が、臨時株主総会における議決権行使の勧誘を目的とすると説明されていたにもかかわらず、その開催も議決権行使にかかる基準日も決定されていないことから、本件閲覧等請求が認められない旨を主張するが、裁判所は、このような事項は保全の必要性を否定する一つの事情となりうるに過ぎず、被保全権利の有無に影響を与えるものではないとしていることは、かかる見解を表すものといえる。

## (2) 公開買付勧誘目的の請求と1号拒絶事由

「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。）

---

43) また、①決定では、(イ)会計帳簿閲覧謄写請求権の行使に賛同する株主を募る目的も、(ア)(イ)および(オ)とともに、1号拒絶事由には当たらないとした。このような請求は、少数株主権の行使に必要な持株要件を満たすためになされるものであり、「請求者」である株主の権利の確保または行使に関する調査に当たるため、妥当といえる（稲葉＝大谷・前掲注(8)66頁も参照）。しかし、①決定は、後述するように、金商法上の損害賠償を請求する集団訴訟の原告募集目的については、1号拒絶事由該当性を認めた。(ア)(イ)(エ)および(オ)の目的から、被保全権利に関する疎明が為されたことは認めたものの、保全の必要性がないとして、申立は却下されている。なお、このような複数の閲覧請求目的が併存する場合の取り扱いについては、二、三.において後述する。

の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品市場外で株券等の買付け等（買付その他の有償の譲受をいう。）を行うことである（金商法27条の2第6項）。金商法は、有価証券報告書提出会社の株式を、その発行者以外の者が一定数（「株券等所有割合」）を超えて、「買付け等」をする場合には、原則として公開買付けによることを義務づけている（強制的公開買付け・同27条の2第1項）。発行者以外の者が公開買付けを行う際には、その開始に際し、当該公開買付けの目的、価格、買付予定数、期間等を公告（公開買付開始公告）し、同日に、これらを含む所定の事項を内閣総理大臣に提出しなければならない（公開買付届出書）（同27条の3第2項）。また、公開買付届出書の写しも、同様に、発行者と株券等を取引する金融商品取引所に送付されなければならない（同4項）。発行者は、公開買付開始公告から10日以内に、内閣総理大臣に意見表明報告書を提出することを義務づけられている（同27条の10第1項）。意見表明報告書は公衆の縦覧に供される（同27条の14第1項）。公開買付けを企図する者（以下「公開買付者」とする。）が発行者にとって望ましくない場合、発行者は、意見表明報告書において、当該公開買付けに反対する旨を言明する。

公開買付者が株主に対して働きかける方法として、金商法は、公開買付開始公告を定めるのみである。公告は電子公告（EDINET）または日刊新聞になすように義務づけられている（金商法施行令9条の3第1項）。金商法は、公開買付者が、それ以外の方法で、株主に保有株式の譲渡を勧誘することを禁じていない。公開買付者は、一般的に、記者会見、自己のウェブサイト等を通じて、一般株主に働きかける。また、公開買付者がすでに発行者の株式を保有している場合、他の株主に対して直接に自己への株式の売却を要請するため、その氏名・住所等の連絡先を知る目的で、株主名簿の閲覧等を請求することが考えられる。発行者が当該公開買付けを支持している場合は、会社側は素直に請求に応じると考えられるが、これに反対している場合は、その閲覧等請求を拒むこ

とが想定される。

株主である公開買付者が、発行者である会社に対し、公開買付けの勧誘を目的として株主名簿の閲覧等を請求したが、会社がこれを拒絶したため、公開買付者が仮処分の申立てをなした事案としては、東京地決平成19年6月15日資料版商事法務280号220頁（テーオーシー対ダヴィンチ事件）、東京地決平成24年12月21日金判1408号52頁（④アコーディア・ゴルフ事件（本稿一 2. (二), 参照））がある。前者において、裁判所は、3号拒絶事由に関する判断のみを明示的になしているため<sup>44)</sup>、ここでは、主に④事件について検討する。

そもそも、公開買付勧誘目的で行う株主名簿の閲覧等請求が1号拒絶事由に該当するかという問題については、株主である「請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」という文言の意義に立ち戻って検討する必要がある。「株主の権利」である議決権の行使に明確に関連する委任状勧誘目的の場合と異なり、公開買付勧誘という目的が、1号拒絶事由のいう「株主の権利」に含まれるかは、必ずしも明確とはいえないからである。また、公開買付けが金商法に基づく制度であることから、むしろ、会社法上の株主の利益と金商法上の投資者の利益を峻別する立場を踏まえ、公開買付勧誘目的による閲覧等請求権の利用が直ちに株主権の行使といえるかどうかについて議論がありうることも指摘されていた<sup>45)</sup>。

前述のように、同一文言を用いる会社法433条2項1号における「請求者（株主）の権利」という文言については、自益権・共益権の双方を

---

44) テーオーシー対ダヴィンチ事件（東京地決平成19年6月15日資料版商事法務280号220頁）においては、公開買付勧誘を目的とした株主名簿の閲覧等請求に対し、会社側からこれが1号拒絶事由に関する旨の主張があったものの、裁判所はこの点について明確な判断を示さなかった。しかし、傍論として保全の必要性を検討していたことから、1号には該当しないという前提によっていたとする見解も示されている（弥永真生「判批」ジュリ1452号3頁（2013年））。

45) 稲葉・前掲注(14)327頁。

含む、株主が株主たる地位において有する権利を指すとする解釈が定着している。しかし、この解釈が1号拒絶事由にそのまま当てはまるかについては根強い異論が存する<sup>46)</sup>。学説は、後述する金商法上の損害賠償請求権行使のための原告募集を目的とした株主名簿の閲覧等請求に関連して、1号拒絶事由の「請求者（株主または債権者）の権利」の意義については、433条2項1号と同じように解釈するのではなく<sup>47)</sup>、より広く解することで問題に対処しようとしてきた。そこでは、株主が有する金商法上の権利を含めるべきとする見解<sup>48)</sup>や、会社経営に関する抽象的権利が含まれるとする見解<sup>49)</sup>、会社法上の権利に限らないが法的な権利である必要があるとする見解<sup>50)</sup>が提唱されている。

この問題に関し、④決定は、公開買付勧誘目的は、議決権の行使を「株主の有する権利の本質的要素」とした上で、「自己が保有する株式数を増加させ、株主総会における発言権を強化することは、上記のような株主の権利の確保又は行使の実効性を高めるための最も有力な方法」であるとす。そして、「かかる観点からすると、株主が他の株主から株式を譲り受けることは、株主の権利の確保又は行使と密接な関連を有するものといえ、このような株式譲受けの目的で現在の株主が誰であるかを確認することは『株主の権利の確保又は行使に関する調査』に該当する。そして、この理は、本件のように上場会社を対象会社とする公開買付けの場合も異ならないというべきである」と述べる。

---

46) 荒谷裕子「株主名簿閲覧謄写請求権の拒絶事由をめぐる法的問題の考察」柴田和史＝野田博『会社法の実践的課題』39頁（法政大学出版局、2011年）、上田純子「株主名簿の閲覧謄写請求と『正当な目的』」法時84巻4号56頁（2012年）、伊藤雄司・別ジュリ214号23頁（2013年）、小柿徳武・判例セレクト2013[II]〔法教402号別冊付録〕16頁（2014年）。

47) 正井・前掲注(16)5頁（2008年）、志谷・前掲注(13)206頁は、会計帳簿閲覧請求の拒絶事由と株主名簿の閲覧請求拒絶事由を同一に解することに、明確に異を唱える。

48) 荒谷裕子「判解」ジュリ1440号99頁（2012年）。

49) 伊藤・前掲注(46)23頁。

50) 荻野敦史「株主の情報取得権」神田秀樹＝武井一浩（編）『実務に効く M & A・組織再編判例精選』198頁（2013年）。

まず、④決定は、株主が株主総会において議決権を行使し、その影響力を強化するために、他の株主から株式を譲り受けることは、株主の「権利の確保又は行使」と「密接な関連」を有し、そして、株主が、現在の株主を確認する目的で行う閲覧謄写請求は株主の「権利の確保又は行使に関する調査」に該当すると述べた。さらに、この理は公開買付けの場合も異ならないとする。金商法27条の2第1項が、公開買付けを「株券等の買付けその他の有償の譲受け〔傍点筆者〕」等と定義することからも、このような理解は正当といえる。この「株式の譲受け」という表現は、公開買付けのみならず、相対取得を含むすべての「株式の譲受け」の勧誘を目的とした株主名簿の閲覧等請求が1号拒絶事由に該当しないことを明らかにしたといえるからである。会社法制定前の事例だが、山形地判昭和62年2月3日判時1233号141頁においては、現経営陣を批判する立場から発言権を強化するために株式を買い受け、また、被告会社の株主に自己の主張を宣伝するため、全株主の住所・氏名を知ることを主たる目的で株主名簿の閲覧等請求が行われた。裁判所は、「株式会社における株主は会社の利益のためその会社経営に対する監視、批判の権限を有するものであり、株主が経営陣を批判する文書を株主に送付したり、また、発言権の強化のため株式を買い受けるための行動にでることは、直ちに会社の利益に反するものとはいえず、その手段、方法が相当であるかぎりなら非難されることではない」と述べた上で、「会社経営の主導権を誰が握るかは株主総会における多数を誰が制するかによって基本的に定まるものであるから、単に右のような理由で会社経営の安定を図ることが会社の利益であるとして、株主からの株主名簿の閲覧謄写を拒絶することができるものではない」と結論づけている。

また、④決定の文言からは、公開買付けの勧誘を目的とした株主名簿の閲覧等請求が、たとえ株主の「権利の確保又は行使」そのものではないとしても、これと「密接な関連」を有する事項であり、その実施のための閲覧謄写請求権行使が株主の「権利の確保又は行使に関する調査



〔傍点筆者〕にあたるという論理を展開したとの評価も可能と思われる。会社法125条3項1号のいう「請求者（株主または債権者）の権利」という文言の理解については、先述した学説の提唱するように、その意義を433条2項1号と別異に解釈することによって、その範囲を拡張し、結果として1号拒絶事由の対象を狭めることにも理はある。しかし、本決定が述べるように、請求の目的と株主の権利の間に「密接な関連」がある限りは閲覧謄写請求を認めるという理論構成も有用であろう<sup>51)</sup>。

もちろん「密接な関連」という決定文が示すように、「請求者（株主または債権者）の権利」の確保または行使「に関する」調査という文言の対象は無限定に拡大されるべきではない。本決定に関しても、株主利益を害する略奪的買収の例を挙げ、本決定の理論構成に基づいて、あらゆる公開買付勧誘目的の閲覧謄写請求が認められることに疑問を呈する見解がある<sup>52)</sup>。しかし、買収者は公開買付けの場において初めて株主の意思を問うことができる以上、その目的の如何を問わず、株主への勧誘というアクセスの初期段階において一方的にその権利を奪う<sup>53)</sup>ことは適切とはいえないだろう。株主が買収の是非を判断するに当たっては、買収者と被買収者の双方が直接に株主との間で対話・交渉を行う機会が公平に確保されていることが望ましいからである<sup>54)</sup>。また、株主の立場としても、「公開買付の勧誘」は自己の株式の有利な買却機会を得るために有意義である。少なくとも、公開買付けを含む、現在の株主が行う「株式の譲受け」勧誘を目的とした株主名簿の閲覧謄写請求という行為類型については、株主たる地位から生ずる権利の実現（株主総会における議決権行使など）のために他の株主にアクセスする必要性が高

---

51) 拙稿「判解」ジュリ1466号105頁（2014年）。

52) 木村・前掲注(42)111頁。

53) 荒谷・前掲注(46)45頁。

54) 原弘産対日本ハウズینگ事件控告審決定（東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁）、企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」11頁注)15。

いことを理由として<sup>55)</sup>、原則として1号拒絶事由に該当しないと解すべきである。当該目的の実現に、実際に株主名簿の閲覧等が必要か否かは、個々の請求において保全の必要性を検討する中で判断すべき事項といえる。④決定においても、(1) 会社が株主に文書を送付したり、説明会を開催するなどして、公開買付けに応じないように働きかけていること、(2) 株主総数が5万人を超え、最大株主でも6.2%の株式を有するに過ぎないなど、株主が分散しているのみならず、その株主構成も請求者が以前に株主名簿を閲覧等した時点から大幅に変更しており、現在では総株主の半数の情報しか把握できていないこと、を認定し、保全の必要性が高いことを認めている。

なお、④決定における「密接な関連」という文言の解釈に関しては、同じく金商法上の制度である、(3)で検討する金商法上の損害賠償請求権の原告募集を目的とした株主名簿の閲覧等請求の1号拒絶事由該当性に関連して、詳しく述べる。

(3) 金商法上の損害賠償請求の原告募集を目的とした請求と1号拒絶事由

その発行する有価証券を金融商品市場（金商法2条14項）に上場している会社は、有価証券報告書を作成し、定期的（事業年度経過後3月以内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない（同24条1項）。有価証券報告書は、投資判断に必要な情報を開示するため、公衆の縦覧に供される（同25条）。そして、発行者である会社が、重要事項について虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した場合、当該会社には課徴金の制裁が加えられる（同172条の4）。また、当該虚偽記載のある有価証券報告書が公衆縦覧されている間にその会社の発行する有価証券を取得・処分した者は、報告書の提出者である会社（同21条の2第1項）に対してのみならず、提出会社の役員等（同24条の4、22条）に対しても、その被った損害の賠償を請求することができる。

---

55) 荻野・前掲注(50)198-199頁。

①②③決定（フタバ産業事件原決定，抗告審決定，許可抗告・特別抗告審決定。本稿二 1. (一)参照）は，有価証券報告書虚偽記載を理由として課徴金納付命令を受けた会社の株主が，この請求をともに行う原告を募集することを目的の一つとして，当該会社の株主名簿の閲覧等を請求した事案である。請求者である株主は，(ア) 現在の取締役の再任拒否に賛同する株主を募る目的，(イ) 金商法上の損害賠償義務をYの取締役が自主的に履行しない点につき，取締役を問責する決議に賛同する株主を募る目的，(ウ) 集団訴訟の原告募集目的，(エ) 会計帳簿閲覧謄写請求権の行使に賛同する株主を募る目的，(オ) Xの選ぶ者をYの取締役に選任することに賛同する株主を募る目的，の5つを請求の目的として会社に提示した。①決定は，(ア)(イ)(エ)および(オ)については，株主の権利の行使の確保または行使に関する調査であることが明らかであり，1号拒絶事由には該当しないと判断したものの，(ウ)については，1号拒絶事由に当たるとした。その上で，前者の目的に基づいて，被保全権利の存在を認めたとの，保全の必要性がないとして，その申立を却下した。②決定においても請求は却下され，同じ結論に至ったが，その理由付けは①とかなり異なっている。以下では，両者を比較しつつ，これまでの分析と併せて検討する。

①決定は，まず，金商法上の「損害賠償請求権自体についてみれば，会社法125条3項1号の『株主の権利』が一般的に想定する株主の共益権の権利ではないものの，株式という有価証券の購入者という立場と，株式保有を通じて会社に対して権利を有する株主という立場は，少なくとも現在も株式を所有している株主にとっては，密接に関連しているということができ，それ自体，株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的と認める余地がないとはいえない〔傍点筆者〕」と述べた。しかし，それに続く部分では，「同損害賠償請求権は債権者個人の権利であり単独で行使することが可能であり，原告を募って集団訴訟とすることは必要とされておらず，この点で，賛同者を募ることが権利実現のために不

可欠な場合とは決定的に異なる」としている。つまり、金商法上の損害賠償請求権が、1号拒絶事由の定める「請求者（株主または債権者）の権利」と「密接に関連」していることは認めながらも、賛同者を募ることが当該権利の実現（行使）に不可欠とはいえない点で、125条3項1号が一般的に想定する「株主の共益権的権利」とは異なると判断し、その帰結として、1号拒絶事由該当性を認めたのである。

②決定は、(ウ)を目的とした請求が1号拒絶事由に該当する理由として、金商法上の損害賠償請求権と株主名簿の閲覧等請求権の行使要件の違いを挙げる。すなわち、金商法上の損害賠償請求権は「虚偽記載のある有価証券報告書等重要書類の記載を信じて有価証券を取得した投資家を保護するため、それが虚偽であることによって被った損害を賠償するために認められた権利であって、当該権利を行使するためには現に株主である必要はない」のに対して、株主の株主名簿閲覧等請求権は、「株主を保護するために、株主として有する権利を適切に行行使するために認められたものであり、権利の行使には株主であることが当然の前提となるもの」であるため、両者は「その制度趣旨を異にする」ことを理由としているのである。

両者の決定的な違いは、株主が有する金商法上の損害賠償請求権に、1号拒絶事由の定める「請求者（株主または債権者）の権利」との「密接な関連」を認めるか否かという点にある。先述のように、①決定はこれを認めたが、②決定はこれを否定した。②決定がこのような判断した主な理由は、会社法と金商法の「制度趣旨の違い」にあると説明される。そして、その背後には、金商法上の損害賠償請求権の行使には「現に株主であることが必要でない」のに対し、会社法上の権利の行使には「株主であることが当然の前提となる」という相違の存在が指摘されている。

しかし、この相違は、金商法上の損害賠償請求の原告募集の目的でなされた株主名簿の閲覧等請求を、拒絶事由に該当するという理由で形式

的に、一律に拒絶しうるほど決定的なものといえるであろうか。会社法が、株主と会社債権者に株主名簿の閲覧等請求を認めた趣旨は、株主名簿の備置きおよび公示の義務を会社に対して負わせることにより、直接に株主および債権者の保護を図るものであると同時に、かかる個別の公示を通じて、株主や債権者に株主構成など会社の状態を監視させることで、間接的に会社の利益を保護するものと解される（大判昭和8年5月18日法学2号1490頁、東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁、参照<sup>56)</sup>。また、株主名簿の記載・記録を基礎として、株主としての権利行使者が決定（会社法124条）されたり、第三者への対抗要件とされたり（同130条）することから、その改竄がなされないよう、監視する必要があることもその理由とされる<sup>57)</sup>。現に株主である請求者が、金商法上の損害賠償請求権の行使のための原告募集の目的で株主名簿の閲覧等を請求することが、このような趣旨に反するとは思えない。また、同じ株主が、投資者としての属性で金商法上の損害賠償請求を行う目的で株主名簿の閲覧等を請求する場合と、会社法上の権利を行使する目的で請求をなす場合とで、一方にのみ正当な目的がないものとしてこれが拒絶され、他方が認められるという結論も首肯しがたい<sup>58)</sup>。また、両者の区別を形式的に解することで、前者のみが拒絶事由の対象となる結果、実質的に判断して濫用とは言いがたい場合にまで閲覧等請求を否定することには違和感がぬぐえないところである<sup>59)</sup>。いずれにせよ、金商法上の権利を行使する目的によることのみを理由として、常に会社が株主名簿の閲覧等請求を拒むことができると解することには疑問がある<sup>60)</sup>。

---

56) 山口・前掲注(7)200頁。

57) 志谷・前掲注(13)205頁。

58) 松井智予「フタバ産業株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件と会社法・金商法の課題」商事1925号10頁（2011年）、荒谷・前掲注(46)44頁。

59) 前田・前掲注(35)293-294頁。

60) 萩野・前掲注(50)198頁。

上述したように、同じ金商法上の制度である公開買付けの勧誘について、④決定が、公開買付けによって株式を譲り受け、株主総会における自己の発言力を強化するという目的が「株主の権利」と密接に関連しているとして、その請求を認めたことに鑑みると、①決定の前半が述べるように、金商法上の損害賠償請求の原告募集目的についても、少なくとも、「株主の権利」と「密接な関連」があることは否定できないと考える。確かに、金商法上の損害賠償請求権は、公開買付けの目的たる議決権が共益権であることに対し、株主が自らの財産的利益のために行使するものであり、また、②決定の述べるように、その行使には現に株主であることを必要としない点で、両者は異なっている。しかし、前述したように、会社法125条3項1号の「株主の権利」という文言については、同433条2項1号に徴して、これを、共益権に限らず自益権的権利を含むものとして解すべきという立場が有力であるため、①決定が述べるように、共益権的権利のみを対象とするような解釈は適切とはいえない。また、金商法上の損害賠償請求権が、現に株主でない者も行使できる権利であるとしても、損害賠償請求権が株主たる地位に由来するものである以上、それのみを理由として現在の株主が行う株主名簿の閲覧等請求を拒むことができるという結論は首肯しがたい<sup>61)</sup>。そもそも、会社法125条3項1号は「株主の権利」と定めるのみであり、「会社法上の」という限定を付していない。

また、①決定の後半は、金商法上の損害賠償請求は、公開買付け等によって株式を譲り受けて株主総会において議決権を行使する場合と異なり、一人でも実現可能であり、賛同者を募ることが権利の実現にとって不可欠ではないことを理由として、その原告募集を目的とした請求が1号拒絶事由に当たると結論づけている。確かに、金商法上の損害賠償請

---

61) 会社法においても、責任追及等の訴えを提起した株主の訴訟追行権(会社法851条)のように、過去に株主であったことを理由として発生する法定の権利は存在している(松井(智)・前掲注(58)15頁注45)。

求は、集団訴訟を要件としていない。しかし、金商法が、有価証券報告書の虚偽記載によって生じた株主の「損害」に関する推定規定（金商法21条の2第2項）を設けているため、一定の要件を満たす株主については、当該虚偽事実の公表日における株主の損害が1株あたり同額となる。その趣旨は、共同訴訟や選定当事者の選定（民事訴訟法30条）の促進にあると考えられる<sup>62)</sup>ことから、実際にも、原告募集のニーズは高いといえる<sup>63)</sup>。実際には、有価証券報告書虚偽記載をめぐる損害賠償請求の事件においては、原告募集にインターネットが活用されている<sup>64)</sup>が、株主名簿の閲覧等が認められることにより、より多様な手法による募集が可能となる。このような理由からも、単独行使が可能であり、権利実現に賛同者の協力が不可欠であるといえないことをもって、一律に拒絶事由の存在を肯定し、被保全利益の存在を認めないとするのは疑問である。

以上より、金商法上の損害賠償請求の原告募集を目的とした株主名簿

- 
- 62) 黒沼悦郎「証券取引法における民事責任規定の見直し」商事1708号10頁（2004年）、松井(智)・前掲注(58)8頁。
- 63) ただし、この推定規定の対象となる株主は、当該虚偽事実が公表された日（公表日）前1年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続きその有価証券を所有する者に限られるため、たとえば長期保有株主は、この規定によらずに自己の損害を立証する必要が生じるという問題がある。しかし、このような場合は、民訴法248条により相当な損害額を認定することが認められている（最判平成24年12月21日判タ1386号177頁）。
- 64) ライブドア株主損害賠償請求事件（東京地判平成20年6月13日判時2013号27頁（第一審）、東京高判平成21年12月16日金判1332号7頁（控訴審）、最判平成24年3月13日民集66巻5号1957頁（上告審））に関しては、ライブドア被害弁護士団（<http://www.livedoor-higaibengodan.jp/>（last visited Aug. 26, 2014））が、かつて原告募集を行っていた（松井(智)・前掲注(58)16頁注58）。その他、西武鉄道株主損害賠償請求事件（①東京地判平成20年4月24日判時2003号147頁（第一審）、東京高判平成21年2月26日判時2046号40頁（控訴審）、最判平成23年9月13日民集65巻6号2511頁、東京高判平成26年1月30日判時2222号105頁、②東京地判平成21年1月30日金判1316号34頁（第一審）、東京高判平成23年2月23日LEX/DB 文献番号25504315（控訴審）、最判平成24年1月31日LEX/DB 文献番号25504316（上告審）、東京高判平成26年6月25日LEX/DB 文献番号25504317（差戻控訴審））において、原告団弁護士がウェブサイトを利用して訴訟への参加を呼びかけていたことが認められる（松井(智)・前掲注(58)12頁、参照）。

の閲覧等請求についても、請求者である「株主の権利」と「密接な関連」を有することを認めた上で、被保全権利の存在を認めるべきであると考えられる。実際に、株主の請求が不正の目的によるものであると考えられる場合には、保全の必要性がないものとして、その請求を却下すれば足りるのであろう。

### 3. 小 括

以上、検討したように、1号拒絶事由の「請求者（株主または債権者）の権利」については、これを会社法433条2項1号において用いられてきた「請求者（株主）の権利」と同様に解した上で、会社に対する嫌がらせや、名簿業者への情報の売却を目的とした請求、学問上の関心などの個人的興味はこれに含まれないと解するべきである。そして、会社法125条3項1号の解釈については、「株主の権利」の確保または行使と「密接な関連」を有する調査（委任状勧誘、公開買付勧誘および金商法の損害賠償請求の原告募集を含む）の目的でなされる株主名簿の閲覧等請求を認める趣旨であると理解することが望ましい。もちろん、これらの目的を含むすべての請求が認められるべきであると解するのではなく、その請求に他の「不当な目的」が含まれる場合、会社の側でその存在を理由として、保全の必要性がないことを主張することが求められる。

なお、①決定で問題となった、株主名簿の閲覧等請求に関連して複数の目的が主張されている場合の解釈のあり方についてもここで言及する。①決定は、複数の目的が主張されて、その一つが閲覧等拒絶事由に該当する場合は、「併存する正当な目的とそうでない目的のいずれが主たる目的であるかにより決するのが相当」と述べる。そして、請求者である株主がことさらにウの金商法上の損害賠償請求の原告募集のみを目的として閲覧等を請求したという疎明はないこと、その他(ア)(イ)(エ)および(オ)の各目的はそれぞれ閲覧等請求の主たる目的といえることから、後者を理由として、被保全権利の存在を認めている。



このように、複数の目的のうち、正当でない目的が「主たる目的」と判断された場合に閲覧等請求が否定されるという理論構成には、合理的根拠が認められないのみならず、たとえ正当な目的が存在していても、それが「主たる目的」ではないと判断されることにより、被保全権利が存しないとして、閲覧等請求が認められなくなる危険性が存することが指摘されている<sup>65)</sup>。そもそも、何が「主たる目的」にあたるのかという判断には無理がある上、その判断基準が明確ではないことから、恣意的な判断がなされる余地も否定できない<sup>66)</sup>。一つでも正当な目的があると認められた場合には閲覧等請求を認めるというという解釈<sup>67)</sup>も提唱されているが、それでは、いったん閲覧等に供された株主名簿の目的外利用を阻止することはできないとも批判される<sup>68)</sup>。一つでも正当な目的が存在する場合には、いったん拒絶事由に該当しないとして、被保全権利の存在を認めた上で、他の不当な目的がある場合については、それを理由として保全の必要性を否定するという解釈が妥当ではないかと考える。

## 四 2号拒絶事由の意義と解釈

### 1. 総論

会社法125条3項2号は、「請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき」に、会社はその株主名簿の閲覧等請求を拒むことができる旨を定めている。先述したとおり、この規定は、平成17年改正前商法293条ノ7第1号の後段部分を現代語化し、これを会計帳簿の閲覧等請求の拒絶事由に関する433条2項2号とともに、株主名簿の閲覧等請求の拒絶事由の一つとして立法したもので

---

65) 荻野・前掲注(50)199頁。

66) 荒谷裕子・セレクト2010[Ⅱ]〔法教366号別冊付録〕21頁（2011年）。

67) 米山毅一郎「判批」金判1382号5頁（2012年）。

68) 荒谷・前掲注(66)21頁。

ある。厳密には、会社法433条2項2号は、「会社の業務の遂行を妨げ」と「株主の共同の利益」について、接続詞を挟まず、両者を並列的に規定するのに対し、125条3項2号は、両者を「又は」でつなぐことにより、選択的に定めている点が異なっているが、その他の部分においては全く同一である。

以下では、三と同様に、まず、会社法433条2項2号の意義について触れた後、株主名簿の閲覧等請求にかかる事例を検討し、同125条3項2号の解釈のあり方について私見を述べる。

## 2. 「株式会社業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する 目的で請求を行ったとき」の意義

### (一) 会計帳簿の閲覧等請求（会社法433条2項2号）について

先に述べたように、平成17年改正前商法293条ノ7第1号の後段部分（「会社ノ業務ノ運営若ハ株主共同ノ利益ヲ害スル為請求ヲ為シタルトキ」）は、その前段と併せて、株主の権利の行使に関する一般の原理ないし権利の濫用の一般基準を、特に閲覧請求について宣明したものであり、閲覧請求に関する基本を定めたものであると説明される<sup>69)</sup>。

この規定を現代語化した433条2項2号の中核は、「会社の業務の遂行を妨げ」と「株主の共同の利益を害する」という二つの文言である。前者について、嫌がらせのためにことさら不必要または多数の帳簿・書類の閲覧等を求める場合や、また不必要に多数の株主が同時あるいは計画的に間隔を置いて閲覧を求める場合などが想定されている<sup>70)</sup>。また、後者については、ことさらに会社に不利な情報を流布して会社に信用を失墜させ、株価を低落させるために閲覧を求める場合を指すものといわれている<sup>71)</sup>。横浜地判平成3年4月19日判時1397号114頁は、会計帳簿

---

69) 鈴木=石井・前掲注(24)288頁、大隅=大森・前掲注(24)469頁。

70) 和座・前掲注(27)221-222頁、久保田・前掲注(34)142頁、出口・前掲注(34)344頁。

71) 和座・前掲注(27)222頁。

等の閲覧等を請求した株主に対し、会社側が、株主の主張は、代表取締役の経営上のミスを探し出してこれを失脚させ、仕入先・得意先に会社に不利な情報を流布し、その信用を失墜させることを目的としている点で、この文言に該当することを理由として、閲覧等請求を拒絶した事案である。裁判所は、原告株主が被告の経営姿勢に疑問を持ち、批判を繰り返してきたことは認められるが、これらの事実から直ちに原告株主が業務の運営および株主共同の利益を害する目的で閲覧等請求をなしたとは推認できないと判示している。

また、本文言については、請求者である株主が、明確な加害の意図を有していることは要件とされないと解されており、客観的にみて、閲覧等請求が業務の遂行を妨げるような態様でなされているか、株主共同の利益を害するような事実があれば、拒絶事由の存在が認められるものと説明される<sup>72)</sup>。

## （二）株主名簿の閲覧等請求（会社法125条3項2号）について

本稿一 2. において述べたとおり、会社法125条3項2号は、「会社法制の現代化に関する要綱試案」において、株主名簿の閲覧等拒絶事由として掲げられていなかったにもかかわらず、会計帳簿の閲覧等請求の拒絶事由と平仄を合わせる形で、何の原案も示されないうちに、会社法において立法されたものである。なお、会社法制定後の文献によれば、不必要に相次いで閲覧等を求める場合は、2号拒絶事由にあたるといわれている<sup>73)</sup>が、その「会社の業務を妨げ」、「株主の共同の利益を害する」という文言を、433条2項2号と比較して、どのような意義で解釈すべきかについては、なお不明な点が残されているといえる。

この点に関し、⑤決定（大盛工業事件：東京地決平成22年7月20日金判1348号14頁）は、2号拒絶事由の意義について、「同項1号と共に、

---

72) 大隅＝今井・前掲注(29)509頁。

73) 相澤＝葉玉＝郡谷・前掲注(37)148頁、前田・前掲注(35)294頁。

株主等の権利行使が権利の濫用にわたるものであってはならないという基本原理を株主名簿閲覧謄写請求権について宣明する趣旨に出たもの〔傍点筆者〕という一般論を展開した後、その具体例として、「著しく多数の株主等があえて同時に閲覧謄写を求めたり、ことさらに株式会社 に不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、又は株価を下落させるなどの目的で閲覧謄写を求めるような場合」を挙げる。そして、「本件請求がこのような権利濫用にわたる目的に基づいて行われたことを疎明するに足りる疎明資料はない〔傍点筆者〕」と述べている。前半の一般論については、会計帳簿の閲覧等請求の拒絶事由の趣旨として述べられているところとほぼ同一といえる。先に述べたように、2号拒絶事由は、1号拒絶事由と併せて、閲覧等請求権の行使に関する一般的原理ないし権利濫用の基準を定めたものといえるため、条文にない文言<sup>74)</sup>とはいえ、請求者に「権利濫用の目的」があるかどうか、2号拒絶事由該当性の実質的判断基準として用いられることは理解できる。

また、②決定は、金商法上の損害賠償請求の原告募集が1号拒絶事由に当たるとしても、権利濫用がない限りは請求が認められるという債権者株主の主張に対し、1号拒絶事由が存することを理由として直ちに請求を拒むことができ、権利濫用の存否は問題とならないと判断した。この点に関しては、1号拒絶事由が権利濫用に関する一般規定であるため、その該当性を検討した上、さらに権利濫用に当たるかどうかを検討する必要はないことを示したとも言われている。この立場からは、このような表現は、1号拒絶事由に該当しない目的で請求を行ったものの、これが権利濫用に当たる場合については、2号拒絶事由該当性が検討されるという見解と整合的であるとも説明される<sup>75)</sup>。この説明は、⑤決定が、2号拒絶事由は、1号拒絶事由と併せて権利濫用に関する一般原

---

74) 大杉謙一「判批」ジュリ1436号108-109頁(2012年)。

75) 荻野・前掲注(50)199頁。また、鳥山・前掲注(16)121頁は、2号拒絶事由の内容は1号に含まれうるとする。

則を定めたものと述べていることとも合致する。

⑤決定の述べた具体例のうち、前半の「著しく多数の株主等があえて同時に閲覧謄写を求め」という部分は、「会社の業務を妨げ」という文言の例であり、後者の「ことさらに株式会社に不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、又は株価を下落させるなどの目的で閲覧謄写を求めるような場合」とは、「株主の共同の利益を害する目的」の例といえよう。いずれも、会計帳簿の閲覧等請求にかかる拒絶事由において主張されてきた具体例と同じものが挙げられている。

以下では、会社法のもと、株主名簿の閲覧等請求を受けた会社から2号拒絶事由該当性が主張された事案について、その類型ごとに検討する。

#### （1）委任状勧誘目的の請求と2号拒絶事由

⑤決定は、債務者会社と提携関係にあった債権者株主が、取締役選任議案につき、会社提案に反対し、自ら修正動議をなすことを決め、これに賛同する株主を募る目的で株主名簿の閲覧等を請求した事案である。会社側は、株主の請求が2号拒絶事由に当たるとする理由として、(1) 本件請求は、債権者が、自らの業務提携の提案を会社に受け入れさせる目的で一連の行動に出たものであって、株主の権利行使に関して業務提携という利益供与を求めるものにほかならないから、その一環として行われた本件請求は、会社の「業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的」によるものであると主張した。また、(2) 債権者株主は、本件臨時株主総会において委任状勧誘を行うに当たり、商品券等の提供の約束という株主への利益供与を予定しているとみられるところ、このような委任状勧誘は違法または著しく不当なものであるから、この点においても、本件請求は2号拒絶事由にあたる主張している。

さらに、本決定は、会社側の主張(1)について、「株主が株式会社に対して業務提携を提案し、その一環として自らの推薦する者を取締役に就

けるべく株主提案を行い、賛同者を募る目的で委任状勧誘を行うために株主名簿の閲覧謄写を請求したからといって、このことをもって、会社法125条3項2号に「該当しないとして、これを否定した。また主張(2)については、「委任状勧誘の方法に問題があるからといって、そのみで直ちに委任状勧誘のために行われた株主名簿の閲覧謄写請求自体が会社法125条3項2号の定める権利濫用にわたる目的に基づいて行われたものであるということとはできない〔傍点筆者〕」としている。そして、いずれの主張も、拒絶事由の存在を認める裏付けとならないとし、他の理由と併せ、結論として、閲覧等請求を認めている。

主張(1)に関しては、株主提案を行った株主が委任状勧誘の場面で株主名簿の閲覧等を請求することは、典型的な場面と考えられるため、その目的が存する限り、2号拒絶事由に該当するとの主張を行うことは相当困難であるといわれる<sup>76)</sup>。株主名簿の閲覧等請求が委任状勧誘や株主提案権の行使の賛同者を募るために必要不可欠なツールであることから、その請求を拒絶することは、その目的である株主提案権等の行使を事実上制約ないし阻止することを意味すると解されるためである<sup>77)</sup>。この点は異論なく認めることができると思われる。

他方、主張(2)については、このような約束が決議に無関心な個人投資家の議決権行使をゆがめ、決議の公正を害することを理由として、このような方法でなされる委任状勧誘を目的とした株主名簿の閲覧等請求は、「会社の業務の遂行を妨げ」るか、または「株主の共同の利益を害する」目的に該当すると主張する見解が存する<sup>78)</sup>。委任状を返送した株主に金券の提供を約束する行為は、会社がこれを行うことは利益供与(会社法120条)に該当しうる<sup>79)</sup>にもかかわらず、株主または経営者が自

---

76) 石井祐介「大盛工業事件判決と実務上の留意点」商事1917号12頁(2010年)。

77) 荒谷・前掲注(66)21頁。

78) 大杉・前掲注(74)109頁。

79) 東京地判平成19年12月6日判タ1258号69頁(モリテックス事件)、参照。

らの費用負担で行う場合、これを直接禁止する規定は定められていない<sup>80)</sup>。しかし、このような約束により、決議の結果に無関心な個人投資家が会社の利益に反する株主提案を応援してしまう危険が有るため、そのような議決権行使を反映した株主総会決議は取消しの瑕疵を帯びる<sup>81)</sup>ことが、その理由として主張されている。

これに対し、委任状勧誘の方法に問題があるとしても、それは議決権行使にかかる問題であって、委任状勧誘のために株主名簿を閲覧等すること自体は正当な株主権の行使にほかならず、このことをもって直ちに当該請求が濫用目的で行われたものと評価できないとする見解も主張されている<sup>82)</sup>。

確かに、委任状勧誘の方法に問題があることを認識しながら、その手段として行われる株主名簿の閲覧等請求を認めることには違和感がある。しかし、すでに述べたように、委任状勧誘が、株主提案等の少数株主権を行使する株主がその権利を実現するために不可欠といえる手段であることに鑑みると、当該委任状勧誘のための閲覧等請求自体の被保全権利の存在までも否定することは行き過ぎのように思われる。保全の必要性に関する判断については後に述べるところに譲るが、委任状勧誘がこのような態様によってなされることのみでは、2号拒絶事由に該当しないと解することが妥当といえる。

#### （2）公開買付勧誘目的の請求と2号拒絶事由

④決定においては、公開買付勧誘を目的とした株主名簿の閲覧等請求が、1号拒絶事由のみならず、2号拒絶事由にも該当する旨が主張されている。その理由として、会社側は、請求者たる株主が、会社の「株価や名誉・信用を低下させる目的」で株主名簿の閲覧等を請求していると

---

80) 大杉・前掲注(74)109頁。

81) 川島いづみ「利益供与と株主総会決議の瑕疵」法時80巻11号36頁（2008年）、参照。

82) 荒谷・前掲注(66)21頁。

主張している。本決定はこのような目的を「毀損目的」と名付けているが、その意味するところは、会計帳簿の閲覧等請求の拒絶事由に関して、「株主の共同の利益」として主張されている点とほぼ同じである。会社は、株主が株主名簿の情報を「毀損目的」に用いるおそれがあると主張するが、その具体的な理由として、(1) 請求者とその兄弟会社を構成員とする株主委員会が前回総会に関して会社を攻撃する情報発信を行った、(2) 前回総会に関し、兄弟会社から債務者の株主情報を取得して不当な勧誘行為を行った、(3) 債務者の株価や名誉・信用を低下させるインセンティブがある、等を挙げている。しかし、裁判所は、これらの主張は、いずれも毀損目的の存在を推認させるに足りないと判断している。また、(3)について、本決定は、公開買付けを行う買収者にとって、買収にかかる費用は安価な方がよいということを述べているのみであり、そのようなインセンティブがあることのみでは毀損目的の推認には至らないとする。確かに、公開買付けを行う者としては、債務者の株価が下落することは、すなわち、買収費用の低廉化につながるため、そのような考えを抱くことのみをもって拒絶事由の存在を認めるという結論に至ることには違和感がある。⑤決定が述べるように、「ことさらに株式会社に不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、又は株価を下落させるなどの目的で閲覧謄写を求める」場合については、「株主の共同の利益を害する目的」による請求であるとして、2号拒絶事由に該当すると解することもできるであろう。しかし、その認定によって株主名簿の閲覧等が認められなくなる結果として、公開買付け勧誘の成否に影響が生じることは明らかであるため、その判断は慎重になされるべきである。

### 3. 小 括

2号拒絶事由における「会社の業務の遂行を妨げ」という文言は、株主が会社に対して閲覧等を請求する際の態様が、会社に対する嫌がらせ的な



ものである場合を指すと解するならば、その意義は、株主名簿閲覧等請求の場合も、会計帳簿の閲覧等請求の場合と同様に解することができる。しかし、「株主の共同の利益を害する目的」については、これを両者について全く同様に解することができるかについて疑問が残る。

会社法433条2項2号および125条3項2号の「株主の共同の利益を害する目的」は、ともに「ことさらに株式会社に不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、又は株価を下落させるなどの目的で閲覧謄写を求め」る目的を指すといわれる。しかし、ここで問題となるのは、閲覧等請求によって得られる「情報」の内容である。前掲横浜地判に関して述べたように、会計帳簿の閲覧等によって得られる「情報」は、会社それ自体の事業に関する情報であり、請求者たる株主は、それを得ることによって取締役の経営ミスを探し出す目的で、会計帳簿等の閲覧等を請求したと、会社は主張した。これに対し、株主名簿に記載されているのは、各株主の住所氏名等の個人情報であり、会社の事業にかかわる機密事項ではない。このように解すると、会社法125条3項2号と433条2項2号の「株主の共同の利益を害する目的」が想定する「情報」は、前者は他の株主の個人情報、後者は会社の事業に関する機密という、別の対象を指しているものと解される。

この点に関して、両者と同一「株主の共同の利益」という文言を用いる条文として、株主総会における役員の説明義務（会社法314条）がある。会社法314条は、取締役、会計参与、監査役および執行役が、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められたにもかかわらず、これを拒むことができる場合の一つとして、「その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく<sup>83)</sup>害する場合」を挙げている。

---

83) 本規定は、株主の共同の利益を「著しく」害する場合に、会社が株主の質問への回答を拒むことができる旨を定めたものだが、この「著しく」という文言が必要とされている理由は、「株主が説明を求めた事項について説明をすることにより株式会社その他の者（当該株主を除く）の権利を侵害することとなる場合（会社法施行規則71条2号）」のう

説明義務における「株主の共同の利益を著しく害する場合」とは、説明により会社から情報が流出することで会社に不利益が生じ、ひいては株主全体に不利益が及ぶ場合と説明される<sup>84)</sup>。具体的には、営業秘密、企業秘密に関する事項<sup>85)</sup>、守秘義務を負っている事項、係属中の訴訟事件に関する事項が挙げられている<sup>86)</sup>。客観的に判断した上で、開示すれば株主の利益を著しく害するような企業秘密であれば、説明を拒めるのみならず、それを拒絶しなければならないとする見解もある<sup>87)</sup>。なお、株主に加害の意図があることは必要とされない<sup>88)</sup>。説明義務の拒絶事由は、会社の事業に関わる機密事項が外部に流出することで、会社に損害が生じないよう、それを未然に防ぐことを想定している。この点において、「株主の共同の利益を著しく害する場合」という文言は、会計帳簿の閲覧等請求の拒絶事由における「株主の共同の利益を害する場合」という文言と親和性があるが、株主名簿の閲覧等請求における同一文言とは同じように解することはできない。このように考えると、そもそも、これらの条文における「株主の共同の利益」という文言の意義についても、これらの規定において、すべて同一のものを指していると言い切ることはできないように思われる。以上からもこの文言は、きわめて多義的なものであることが理解

---

ㄨち、「株式会社の権利を侵害する場合」が、「株主の共同の利益を害する」場合と重なることから説明される。前者は、侵害の対象が権利であることを明確にしているのに対し、後者は必ずしも権利でないことを認めていないため、その対象が広くなりうることから、その害する程度が「著しい」ことを要求していると解されている（岩原紳作（編）『会社法コンメンタール7—機関（1）』253-254頁〔松井秀征〕（商事法務、2013年））。このように、「著しく」という文言は、「権利」と「利益」とを比較する際に意味を持つものであり、この条文における「株主の共同の利益」という文言に何か特別な意味合いを付加するものではないと考える。

84) 松井(秀)・前掲注(83)251頁。

85) 大阪地判平成元年10月4日資料版商事法務68号111頁、参照。

86) 松井(秀)・前掲注(83)251頁。

87) 酒巻俊雄＝龍田節（編集代表）『逐条解説会社法（4）』164頁〔浜田道代〕（中央経済社、2008年）。

88) 奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代（編）『新・基本法コンメンタール会社法（2）』47頁〔久保田光昭〕（日本評論社、2010年）。

できよう<sup>89)</sup>。単に多義的というだけではなく、敵対的買収の局面において、株主名簿の閲覧等請求が委任状や公開買付けの勧誘目的でなされる場合に、現経営陣が、買収者による閲覧等請求が「株主の共同の利益を害する目的」でなされたものと一方的に主張する可能性も指摘されている<sup>90)</sup>。そのような主張に基づいて買収者によるアクセスが一方的に禁じられないよう、株主名簿の閲覧等請求にかかる「株主の共同の利益を害する目的」という文言については、その解釈論をより深化させる必要があると考えられる。少なくとも、⑤決定の述べる、「ことさらに株式会社になしに不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、又は株価を下落させるなどの目的で閲覧謄写を求めるといふ具体例は、会計帳簿閲覧請求の拒絶事由には当てはまるとしても、これをそのまま株主名簿の閲覧等請求に用いることは、首肯できない。

## おわりに

本稿では、これまで、株主名簿の閲覧等請求に関する125条3項1号および2号の拒絶事由の文言の意義に関する検討を中心に、これらに関連する学説および裁判例・決定例について考察してきた。1号拒絶事由に関しては、請求者たる株主「の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」という文言の理解について主に検討した。私見では、「請求者（株主または債権者）の権利」は、請求者が株主である場合は、会計帳簿の閲覧等請求における拒絶事由（会社法433条2項1号）と同様に解するべきだが、「その権利の確保又は行使に関する調査」という文言は、当該「請求者（株主または債権者）の権利」と密接な関連を有する目的でなされた閲覧等請求については、原則として拒絶事由にあたらぬと解するべきと考えられる。また、2号拒絶事由については、「株主の共同の利益」という文言は、

---

89) 正井・前掲注(16)9頁注)37。

90) 荒谷・前掲注(46)45頁。

これまで、会計帳簿閲覧等請求の拒絶事由（会社法433条2項2号）や、役員の説明義務（会社法314条）について展開されてきたような、会社の機密情報の流出による損害を想定した解釈をすることは適切ではないと考える。

なお、株主名簿の閲覧等については、株主による請求と全く同じ要件で債権者による請求が認められていることが、むしろ大きな問題といえる<sup>91)</sup>。親会社株主による閲覧等請求に裁判所の許可が必要とされていること（会社法125条4項）と比較しても、その必然性には疑問を禁じ得ない。債権者が自己の「権利」の確保または行使のために株主名簿の閲覧等を請求する局面は、違法な剰余金配当を受けた株主に直接支払を請求する場合（会社法463条2項）、法人格否認の法理を主張する場合に限定されることから、濫用の危険は多くないと解されている<sup>92)</sup>が、その場合の拒絶事由が株主による請求の場合と全く同じということにも違和感が残る。

### 補論：残された課題

以下、株主のプライバシー保護、保全の必要性の判断について簡略に述べる。

#### 1. 1号・2号拒絶事由と株主のプライバシー

株主のプライバシー保護は、株主名簿の閲覧等請求を制限するべきとする見解の根拠として必ず挙げられるものである。先述の通り、株主のプライバシー保護は、「商法・有限会社法改正試案（昭和61年（1986年）公表）」において、株主名簿の閲覧等請求に何らかの制限を設けるべきという提言の根拠とされていたのみならず、「会社法制の現代化に関する要綱試案（2003年公表）」においても、会社法が各拒絶事由を定めた理由の一つとして挙げられていた。他方、株主が適法に株主名簿の閲覧等を請求し

---

91) 稲葉・前掲注(14)328頁。

92) 荒谷・前掲注(46)49-50頁。

た以上、これに応じることにもまた取締役の義務である。閲覧等請求が適法になされ、拒絶事由に当たらないにもかかわらずその請求を拒んだ取締役は、過料の制裁を受けることとなる（会社法976条4号）。

株主名簿には、株主の氏名または名称及び住所、その保有株式数、株式取得日、株券発行会社については株券番号が記載・記録されている（会社法121条）。確かに、ひとたび、正当な目的の存在を理由とした株主名簿の閲覧等が認められたならば、その後、記載情報が目的外で使用されるとしても、これを阻止することは困難である<sup>93)</sup>。株主名簿の閲覧等請求によって他の株主がそのプライバシーを侵害され、損害を受けたことを理由として会社がその賠償責任を追及される可能性も当然に存している<sup>94)</sup>ことから、その閲覧等を認めるにあたっては、他の株主のプライバシーへの配慮は不可欠といえる。他方で、プライバシーの保護に重きを置くことにより、株主名簿の閲覧等が不当に制約されるのではという危機感も示されている。そのような立場からは、プライバシーの問題を突き詰めれば、大量保有報告書（金商法27条の23～27条の30）制度も廃止しなければならないのであり、上場会社の株主になった以上は、株主名簿記載の情報が閲覧等を請求した株主に知られることは甘受しなければならない<sup>95)</sup>とも主張される。また、株主名簿の記載情報が、個人情報保護法における「保有個人データ（同法2条1項・5項）」に該当することは事実であるとしても、それがすなわち憲法13条の保障するプライバシー権を意味するものではないとの見解も示されている<sup>96)</sup>。

平成15年（2003年）に成立した個人情報保護法との関連では、会社によ

---

93) 荒谷・前掲注(66)99頁。なお、正井・前掲注(16)5頁は、立法論として、株主による事後的な不当利用（名簿業者への転売等）を過料の制裁に処すべきとする。

94) 荒谷・前掲注(46)26-27頁、島田志帆「株主名簿の閲覧請求と拒絶事由——1号の趣旨と解釈——」立命353号121-122頁（2014年）。

95) 正井・前掲注(16)5頁、吉垣実「株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分命令——手続法の視点から」法時84巻4号63頁（2012年）。

96) 菅原貴与志「株主名簿閲覧謄写請求権の一考察」法研82巻12号（2009年）309頁および310頁注(35)。

る株主名簿の記載情報の提供は、法定の手続きに従って行われる限り、「法令に基づく場合」に該当するとして、株主本人の同意がなくても許されると解されてきた（同法23条1項1号）。会社法制定前の平成17年改正前商法の解釈に基づけば、会社側が、株主名簿の閲覧等請求が「不当な目的」によるものと立証することが困難と思われる場合に閲覧を認めたとしても、それは「法令に基づく」提供にあたり、個人情報保護法上の安全管理措置義務（同20条）に問われないものと解される<sup>97)</sup>。現行会社法の下で、株主名簿の閲覧等請求に応じたことが法令違反に該当するか否かの判断は、会社法125条2項3項が定める閲覧等請求の要件と各拒絶事由の解釈に依拠することとなる。

この点に関連して、②決定は、「株主名簿には株主のプライバシーに関する記載がなされているものであって、会社の取締役は、株主の個人情報を法令の範囲を超えて外部に漏らさないようにすべき善管注意義務を負っているものと解される。そして、会社法125条3項1号の規定は、請求者である株主の権利の保護と、その他の株主のプライバシーの保護との調和をその目的によって図ったものであ」と述べる。

もとより、取締役は会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての法令に従う義務を負っていると解されることから（最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁）、個人情報保護法への違反が取締役の任務懈怠（会社法423条）につながることは当然といえる。また、会社法上の拒絶事由も、個人情報保護法23条1項1号の「法令」にあたるという点で、確かに、拒絶事由は、請求者たる株主の権利保護とプライバシーとの調和を目的とした規定であると解することもできるだろう。しかし、4号5号拒絶事由が株主名簿記載情報の流出を直接的に規制しているのに対し、1号拒絶事由は、株主名簿を「請求者の権利」の確保または行使に関する目的以外で使用することを規制することを主目的としている。1号拒絶事由が、権利濫用にかかる一般的規定、あるいは、他の拒絶事由

---

97) 木俣由美「株主名簿の閲覧と株主情報の保護」商事1710号78頁（2004年）。

の包括的規定として、閲覧等請求が認められる領域とプライバシー保護の調和を図る役割を有していることは否定しないとしても、その解釈から、プライバシーの問題について直接的な解決を導くことは困難といえる。むしろ、2. で述べる保全の必要性にかかる判断の際に、請求者側に「誓約」を求めることの方が、プライバシー保護にとって実効的とさえいえる。

以上、検討してきたように、閲覧等請求の手続的要件と拒絶事由の解釈のみによってプライバシー保護の問題を解決することは容易ではないように思われる。プライバシーに関しては、かねてから独立・中立の第三者を介することの必要性を軸とした立法論が根強く主張されていたことはその現れといえよう<sup>98)</sup>。

## 2. 保全の必要性に関する判断

本稿は、株主名簿の閲覧等請求が株主の権利行使に重大な影響を及ぼすことに鑑み、株主名簿の閲覧等請求が仮処分手続の形でなされる場合は、1号・2号拒絶事由について、その被保全権利の認定はなるべく緩やかに解した上で、当該事案に即してその必要性を判断すべきという立場をとってきた。このような立場を取るものの問題点は、これまでの決定例において、保全の必要性に関する判断が必ずしも安定していないことにあると指摘されている<sup>99)</sup>。株主名簿の閲覧等請求は満足的仮処分であるため、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要」であるときに、命令が認められる（民事保全法23条2項）。株主名簿の閲覧等請求に関しては、「株主名簿の閲覧謄写請求にかかる権利関係が確定しないために生ずる債権者の損害と本件仮処分により債務者が被るおそれのある損害とを比較衡量した上で、緊急の必要がある場合（①決定、参照）」に

---

98) 山田弘之助「株主の会計帳簿閲覧権と検査役選任請求権」鈴木忠一(編代)『会社と訴訟(上) (松田判事在职40年記念)』553頁(有斐閣, 1968年), 千手崇史「株主の会社に対する株主名簿閲覧・謄写請求権」九法104号123-126頁(2012年)。

99) 松井(智)・前掲注(58)11頁, 吉垣・前掲注(95)57頁。

限られるべきである<sup>100)</sup>といわれる。換言すると、暫定措置を講じない限り、回復不能の損害を生じさせるであろう重大かつ急迫の状況が生じることが必要とされていると説明できる<sup>101)</sup>。しかし、この「重大かつ急迫の状況」という文言を狭く解することにより、債権者の請求が認められる余地は狭くなるため、その判断は慎重になされねばならない。

保全の必要性について、①②決定は、株主総会議案賛同株主の募集という目的は、本年度の総会の相当前に株主名簿の開示を受けない限りこれを達成できないこと、金商法上の損害賠償請求の消滅時効完成日の切迫という事情については、目的自体が拒絶事由に該当するのみならず、単独請求によって時効を中断できること、の二点を理由として、これを否定した。前者の表現は、裁判所が、債権者が当該請求をなした時点において、次回総会までに株主を募集するには機を逸していることから、緊急の必要性はないものと判断したと評価できる。また、後者については、そもそもの目的を理由として被保全権利がないものと、いわば「根元」の部分で判断したといえよう。しかし、すでに批判<sup>102)</sup>が示されているように、前者については、タイミングが早ければ債権者株主の請求が認められたかについては疑問が残る。また、後者についても、本稿三 2. (二)(3)で主に検討したように、金商法上の損害賠償請求にかかる原告募集であることを理由として、被保全権利の存在そのものを否定したという結論に対しては異論を禁じ得ない。

これに対し、⑤決定は、委任状勧誘目的の株主名簿閲覧等請求につき、保全の必要性を肯定した。裁判所は、(1) 予定されている臨時株主総会の期日が迫っていること、(2) 債権者株主が以前に閲覧等請求をした時点から株主構成が10%以上変動していること、(3) 会社側が一度は請求に応じ

---

100) 大隅健一郎「株主権に基づく仮処分」中田淳一(編代)『保全処分の体系(下)』667頁(法律文化社、1966年)。

101) 吉垣実「株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分命令——手続法的視点から」川嶋四郎=中東正文(編)『会社事件手続法の現代的展開』189頁(日本評論社、2013年)。

102) 松井(智)前掲注(58)11頁。



ていること、を理由として、満足的仮処分であり、厳密な意味での原状回復の余地がないことを十分考慮しても、Xに生ずる著しい損害または急迫の危険を避けるために仮処分を必要とする場合に当たると判断した（詳細は本稿二 2. (一)を参照）。保全の必要性を判断するためには、仮処分を認めないことによって債権者に「著しい損害(民事保全法23条2項)」が生ずるかどうか判断の基準となるが、⑤決定は、従来事案(後掲テーオーシー事件)に比べ、かなり緩やかな基準を用いてこれを判断したと評価されている<sup>103)</sup>。

さらに、④決定は、公開買付勧誘および委任状勧誘の目的で株主名簿の閲覧等請求をなした債権者株主につき、保全の必要性が認められると判断した。その理由として、(1) 債務者会社側が一般株主に公開買付けに応じないよう働きかけを行っていること、(2) 以前に債権者が閲覧等を請求した時点から株主構成が大幅に変更しており、現在の株主の半数程度しか把握できていないと想定されること、(3) 債権者側が株主名簿の情報を公開買付け勧誘以外の目的に使用しないと誓約していること、(4) 公開買付け期間終了までに本案判決を得ることが時間的に困難であること、を挙げている（詳細は本稿二 1. (二)を参照）。そして、株主名簿の閲覧等が認められないことによって、債権者が、一般株主に個別に接触し、売渡を勧誘できないことは、公開買付けの成否に重大な影響を及ぼす「著しい損害」に当たると判断している。④決定については、裁判所は、債権者株主が企図する公開買付けの成功に株主名簿の閲覧等がどれほど必要かについて詳細な検討をなした上で、比較的緩やかな基準に拠って、保全の必要性を認めたと評価されている<sup>104)</sup>。

⑤④両決定の前に示されたテーオーシー対ダヴィンチ事件（東京地決平成19年6月15日資料版商事法務280号220頁）においては、公開買付け勧誘目的で株主名簿の閲覧等を請求した債権者の3号拒絶事由該当性のみが明確な争点となったが、保全の必要性については、「本案訴訟の結果を待た

---

103) 吉垣・前掲注(95)62頁、同・前掲注(101)193頁。

104) 吉垣・前掲注(101)203頁。

ずに本件株主名簿を閲覧謄写した上で株主に対してレターの送付をしなければ、そのことが原因で本件公開買付けが不成立に終わるなど差し迫った緊急の必要性」がない限り「著しい損害」が認められないと判断している。この点については、時間的切迫性については⑤④決定と変わらない<sup>105)</sup>にもかかわらず、株主名簿の閲覧等以外に株主にアクセスする方法（公開買付け開始広告等による株主への情報開示、プレスリリースによる呼びかけ、大量保有報告書の閲覧）があることを理由として、閲覧等を否定している。この点で、本決定はきわめて厳格な疎明を求めるものとの批判もなされている<sup>106)</sup>。そもそも3号拒絶事由該当性を認めた点で、この判断が必要であったかには疑問もあるが、④決定が、株主名簿の閲覧等が認められるかどうか公開買付けの成否に重要な影響を及ぼすと判断したことは、本件判断枠組みの影響を受けたものと評価できよう。

①②決定が述べるように、⑤④決定との差は、会社法上の請求か否かという点にあるともいえるが、フタバ産業事件（主に②③決定）と④決定の間で、保全の必要性に関する判断が異なった理由のひとつとして、株主名簿の閲覧等によって得た情報の利用に関する誓約に対する請求者の反応の差を挙げることができる。②決定において、保全の必要性が否定された理由の一つとして、債務者会社側が、債権者株主が、株主名簿の閲覧等によって得られた情報を株主の「権利の確保又は行使に関する調査の目的」に限定して利用し、それ以外の目的には利用しないという誓約に応じるならば閲覧等に応じる旨の和解案を提示したこと、が挙げられている。債務者会社は、債権者株主に閲覧等が認められた場合、金商法上の請求を行う目的での閲覧をも制限しないという条項を付加する用意があることを挙げている。裁判所はこの提案を「相当なもの」として、仮処分による閲覧等を認める必要性を否定した。しかし、債権者株主はこれを不服として特別

---

105) 会社による請求拒絶から公開買付けの期限までは約2ヶ月であったため、④決定よりは長いものの、切迫性は存していたと評価できる。

106) 吉垣・前掲注(95)62頁、同・前掲注(101)193頁。

抗告・許可抗告を行い、最高裁判所はこれを棄却した（③決定）。抗告代理人は、その理由として、抗告代理人は、株主名簿の閲覧等請求に際して条件や制限を付すことができるという前提の下で保全の必要性を判断した②決定には、会社法125条の解釈に関する誤りがあると指摘している。

確かに、平成17年改正前商法・会社法の双方は、その文言上、閲覧等の態様について何らの制限を課していない。しかし、株主名簿の開示を求めない株主との権利調整との観点から、使用目的や守秘義務等について誓約書を求める運用は可能であると指摘されている<sup>107)</sup>。実際に、大阪地決平成18年12月13日判時1967号139頁は、株主名簿の閲覧等請求に対し、株主の権利行使のためにのみ使用するという前提で和解を認めたことを前提事実として認定していた。さらに、裁判所は、④決定において、債権者株主が自ら債務者会社に対して、株主名簿の閲覧等によって得た情報を公開買付勧誘以外の目的に利用しないと誓約したことを、保全の必要性を認めた理由の一つとして認定している。これらの決定例を踏まえると、今後、株主名簿の閲覧等請求を行う株主等は、閲覧等によって得た情報をその目的以外に使用しない旨を誓約しない限り、正当な目的以外によって株主名簿を利用する蓋然性が高いものと推認され、保全の必要性を否定される可能性が高まるようにも思われる<sup>108)</sup>。

先に検討したように、株主名簿の閲覧等請求の要件や拒絶事由（会社法125条2項3項）の解釈から、請求者に他の株主のプライバシーの保護に配慮した閲覧等を義務づけることは容易ではない。現行法の文言を前提とする限り、④決定で示されたような誓約の存在が、株主名簿の閲覧等を請求する仮処分事件の運用において大きな影響を及ぼすことになるであろう。今後予定されている1号・2号拒絶事由の見直しに際しても、この問題をどのように立法に反映させるかが重要な課題となることが想定される。

（完）

---

107) 松井(智)・前掲注(58)12頁。

108) 荻野・前掲注(50)200頁。